# (別紙1)管理運営状況 評価シート【令和4年度】

(評価日 令和5年6月30日)

# 1 施設の概要

施設名	岩手県営体育館
所在地	盛岡市青山二丁目4-1
電話・FAX	$019 - 647 - 1010 \cdot 019 - 647 - 1011$
HP・電子メール	https://iwate-sposhin.jp/taiku/ · keneitaiikukan@echna.ne.jp
設置根拠	県立体育館条例(昭和42年7月4日 条例第23条)
設置目的	(設置:昭和42年6月) ・生涯スポーツの推進 ・体育、スポーツ・レクリエーション指導者の養成及び活用促進
施設概要	<ul> <li>(昭和42年6月完成)</li> <li>・敷地面積13,404 ㎡、コート面積1,877 ㎡</li> <li>・鉄筋コンクリート造2階建て、アリーナ1面</li> <li>・収容人員 固定席:1,625 席</li> <li>・競技機能  バスケットボールコート 2面  バレーボールコート 2面  バドミントンコート 10面  ハンドボールコート 2面  ウニスコート 2面  中球24 面等  体操(男子6種目・女子4種目)  その他:レスリング、ボクシング、フェンシング、綱引き等  会議室、応接室、多目的室、選手控室、ロッカー室、シャワー浴室等</li> <li>・駐車場:普通車164台、バス6台</li> </ul>
施設所管課	岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課 (電話 019-629-6797 メールアドレス AK0003@pref.iwate.jp)

### 2 指定管理者

指定管理者名	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団
指定期間	平成30年4月1日~令和5年3月31日(5年間)
連絡先	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 総務企画課 019-641-1218

## 3 指定管理者が行う業務等

業務内容 (主なもの)	施設の使用の許可、使用料の徴収、維持で	<b>管理、利用</b>	促進及び広聴広報他に関すること
職員配置、管理	4名 (令和4年4月1日現在)	織図 事業団本	部一館長十主幹
体制	(内訳) 正職員2名、地域職員2名		-スポーツ指導員(地域職員) -事務員(地域職員)
利用料金	別紙のとおり		
開館時間	8:00~21:00	休館日	<ul><li>・4月~9月 毎週水曜日</li><li>・10月~3月 第1水曜日</li><li>・12月29日~1月3日</li></ul>

4 施設の利用状況 (単位:人)

(利用者数、	前期間		指定管理期間					備考
稼働率等)	平 均	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	期間平均	佣石
第1四半期	14, 774	20, 092	14, 715	4, 535	11, 387	13, 212	12, 788	
第2四半期	10,076	22, 258	13, 903	10, 842	7, 078	14, 932	13, 803	
第3四半期	12, 783	23, 223	18, 867	12, 891	14, 539	16, 550	17, 214	
第4四半期	13, 837	16, 100	14, 539	11, 717	8, 237	13, 215	12, 762	
年間計(実績)	51, 462	81, 673	62, 024	39, 985	41, 241	57, 909	56, 566	
年間計 (計画)	70, 553	69, 800	70, 100	70, 500	70, 800	71, 200	70, 480	

5 **収支の状況** (単位:千円)

		前期間			指定管	理期間			
	区 分	平均	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	期間平均	備考
ıl->	利用料金収入	8, 961	8, 446	8, 372	6, 262	6, 641	8, 843	7, 713	
収入	県委託料	32, 206	33, 598	33, 977	40, 012	36, 178	38, 651	36, 483	
	小計	41, 167	42, 044	42, 349	46, 274	42, 819	47, 494	44, 196	
	人件費	15, 470	17, 460	16, 495	16, 855	18, 066	20, 881	17, 951	
	旅費	2	0	0	3	1	1	1	
	報償費	0	0	0	0	0	0	0	
	需用費	12,086	12, 216	10, 260	10, 745	11,600	13, 701	11, 704	
	消耗什器備品	0	0	0	0	0	0	0	
	役務費	874	882	971	1,651	1, 049	789	1,068	
支出	委託費	7, 475	8, 300	8, 345	8, 692	8, 973	8, 979	8,658	
	使用料及び賃借料	312	340	340	261	243	244	286	
	備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	
	福利厚生費	43	64	52	75	33	93	63	
	負担金	9	9	9	10	10	8	9	
	その他	2, 555	2, 633	2, 967	3, 620	3, 105	3, 306	3, 127	
	小計	38, 826	41, 904	39, 439	41, 912	43, 080	48,002	42, 867	
収3	<b>支差額</b>	2, 341	140	2, 910	4, 362	△261	△506	1, 329	

## 6 利用者の意見等への対応状況

## (1) 利用者意見(満足度等)の把握方法

把握方法	利用者アンケートによる	実施 主体	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
------	-------------	----------	------------------

# (2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	苦情 4件(口頭及び利用者アンケート	)、要望 1件(利用者アンケート)、その他 -件
	主な苦情、要望等	対応状況
(苦情) ・バスケット	・ボール用の24秒計が試合中に故障した。	・応急的に旧式のタイマーを使用して対応。翌日、専門業者から代替機を借用して対応した。

・倉庫が暗い。
 ・倉庫通路の照明スイッチの場所が分かりづらい場所にあるため、スイッチの場所を知らせる大きな表示を掲示した。
 ・北口正面階段の照明が暗い。
 ・北口階段に照明を増設した。
 ・2 階観客席が寒い。
 ・2 階観客席の暖房用ボイラーが故障していることから、県に対して更新に係る予算要求を行っている。
 ・バドミントンの審判台が必要
 ・県への予算要求を継続。

### その他利用者からの積極的な評価等

- ・事業団利用者アンケートによる総合的な満足度(満足、まあ満足)が96.3%と高い評価であった。
- ・また、アンケートにおいて「とても気持ちのよい対応をしてくださりありがとうございます。」などの声が寄せられている。

### 7 業務点検・評価 (※)

### (1) 業務の履行状況

項目	事業計画、県が求める水準	実績(指定管理者の自己評価)	評価 指標
運営業務	設置目的を効率的かつ効果的に達成する。	施設長会議等で他施設の状況も参 考にしながら公平性・透明性を重視 した利用環境を整えるとともに、関 係団体とも共通理解を図りながら施 設運営にあたっている。	A
施設の利用状況	令和4年度管理運営計画書に定める利用者数及び利用料収入の目標値を達成すること。 利用者数 71,200人 利用料収入 7,701,000円 施設設備の維持管理等の業務を適切に行う。 公有財産及び備品を適切に管理する。	利用者数 57,909 人 (目標値比較:18.7%減) 利用料収入 8,843,390 円 (目標値比較:14.8%増) 年間を通じて概ねコロナ禍前の利 用状況に回復したが、大会等の開催 に当たっては主催者側で観客数の制 限を行いながら開催したことから、利用料収入は目標値を上回った。 施設設備を良好に維持するために 予防保全を前提とした点検整備に予めるとともにでは直標値を下回った。 がるとともにでは重視値を下回った。 公有財産や備品については、安全性の観点から、日常点検のほか、大会開催等の機会を利用して行う詳細を 検(事業団スポーツ指導員、大会点機(事業団スポーツ指導員、大会点機者、専門業者による目視、触手、要とする施設設備については、その点にから、表表に表表にある。	В

記録等の整理・保管	管理に係る各種帳票書類を適正に	各種帳簿等の書類は適切に整理保	В		
	整理・保管する。	管している。			
自主事業、提案内容の実施	施設の設置目的に沿った、利用促	体育館事業として、前年度に引き	В		
状況	進に繋がる方策に基づき事業を実施	続き、小学生を対象とした「キッズト			
	する。	ランポリン教室」、「キッズヒップホ			
		ップ教室」、「キッズハンドボール教			
		室」、「キッズバドミントン教室」、「親			
		子ランニング教室」を開催したほか、			
		中高齢者層を対象とした「盛年ソフ			
		トテニスミックスダブルス大会」等			
		の自主事業を開催した。			
		また、前年度に引続き、体育施設合			
		同事業として「スポ振ぶらんちクラ			
		ブ」を開催した。			
(施設所管課評価)					
・成果のあった点:多様な	自主事業を継続して実施するなど、利用	用増加に向けた取組に努めた。			
・改善を要する点:特にな	L.				

## (2) 運営体制等

項目	事業計画、県が求める水準	実績(指定管理者の自己評価)	評価 指標
職員の配置体制	各業務に適した職員を適正に配置 する。	管理計画書に基づき、施設管理、防 火管理、施設利用、自主事業の企画実 施等に幅広い知識経験を有する者を それぞれ適所に配置した。	В
苦情、要望対応体制	利用に関する各種問い合わせや要望及びトラブル等の対応を適切に行う。	各種問い合わせ等については事業 団基本姿勢に則り対応するととも に、アンケート調査において要望が あった事項については、同基本姿勢 及び「事業団クレーム対応要綱」に基 づき、誠実で迅速な対応により的確 な措置を講じ、利用者の信頼と満足 度の向上に努めた。	В
危機管理体制 (事故、緊急時の対応)	災害時・緊急時の対応や、防犯・防 災対策として、マニュアルの作成や 訓練を行う。	災害時の迅速な対応を念頭に、消火栓等消防設備の取扱いを含めた避難訓練を実施した。 Jアラート対応についてマニュアルに盛込んでいるほか、地震の際の避難方法や注意事項を掲示して、観客も含めた安全管理の徹底を図っている。 用具等の設備は、専門業者による点検のほか、事業団体育施設管理士による点検など、事故の発生防止に取り組み、不具合のある用具については、順次補修・修繕等を行っている。	A
コンプライアンスの取組 み、個人情報の取扱い	基本協定に基づく秘密の保持、個人情報の保護及び法令順守の確保。 個人情報に関する書類について、 適切に管理する。	「コンプライアンスマニュアル」、 「危機管理対応要綱」、「クレーム対 応要綱」等の再確認を促すとともに 個人情報はシュレッダーによる処 分、鍵の掛る場所への保管を徹底し ている。	В
県、関係機関等との連携体 制	基本協定に基づき、近隣住民や関係機関との協力連携に努め、良好な関係を維持する。	消防署や近隣小中学校、保育園の 行事の際には体育館の予約状況に応 じて駐車場を提供しているほか、お 花見等で申し出があればトイレを利 用いただくなど近隣住民や地元関係 機関と良好な関係を維持している。	В
(施設所管課評価) ・成果のあった点:危機管 ・改善を要する点:特にな	理体制の維持や、近隣住民等との協力込 し。	車携に努めた。	В

# (3) サービスの質

項目	事業計画、県が求める水準	実績(指定管理者の自己評価)	評価 指標		
利用者サービス	利用者のニーズを把握し、利用者	各種大会や興行等の行事にあわせ	Α		
	サービス向上に向けた計画を策定	て、休館日の臨時開館や開館時間を			
	し、適切に実施する。	延長するなど利用団体(者)の要請に			
	利用者への接客サービス向上のた	応じて柔軟に対応している。			
	めの研修等の取り組みを行う。	また、施設利用予約状況の変更を			
		その都度取りまとめ、館内に情報を			
		掲示しているほか、ホームページに			
		アップして情報提供を行っている。			
		事業団研修により接遇の基本を習			
		得するともに、「事業団の基本姿勢」			
		を窓口掲示し、対応の心構えを喚起			
		する一助としている。			
利用者アンケート等	利用者アンケート及び意見箱の設	7月15日(金)~8月14日(日)利	В		
	置その他の方法により、利用者のニ	用者アンケートを実施し、82 名の利			
	ーズを把握し、施設管理及び事業運	用者から回答を得て、意見・要望につ			
	営の改善を行う。	いてはその回答を事業団のホームペ			
		ージに掲載したほか、調査結果につ			
		いては全施設を集計したものを事業			
		団のホームページに掲載した。			
		なお、体育館主催事業の参加者へ			
		毎回アンケートを実施し、次年度の			
		事業運営に反映させている。			
(施設所管課評価)					
・成果のあった点:主催事業においては利用者アンケートの実施を毎回行い、利用者ニーズの把握やサ					
ービス	向上のための取組を積極的に行っている	る。			
・改善を要する点:特にな	L.				

### (4) サービス提供の安定性、継続性

(4) リーレス促供の安定性、	<b>水</b>				
項目	事業計画、県が求める水準	実績 (指定管理者の自己評価)	評価 指標		
事業収支	管理運営計画における収支の積算に対する収支実績が適正である。	・新型コロナウィルス感染症への適切な対応に努め、安全・安心な施設環境の維持とサービスの提供に努めた。 ・年間の経営動向を予め把握のうえ、配分予算の費目間流用等により適正な施設運営と安全な施設利用に供する経費を適宜確保するなど、適正な収支の実現に努めた。	В		
指定管理者の経営状況	経営基盤が安定しており、計画に 沿った管理を行う能力を有してい る。	当事業団には借入金及び貸付金は なく、健全な経営を行っている。	A		
(施設所管課評価) ・成果のあった点:法人の健全な経営を維持し、支障なく施設運営が行われている。 ・改善を要する点:特になし。					

\_\_\_\_\_

※(注1)県記載欄:「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」 指定管理者記載欄:「実績(自己評価)」

(注2) 評価指標

A:協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績(効果)があり、優れた管理がなされている。

B: 概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績(効果)があり、適切な管理が行われている。

C:一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。

D:協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

#### 8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

- (1) 指定管理者の自己評価
  - ① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項
    - ・各種大会や興行等の行事にあわせて、休館日の臨時開館や開館時間の繰上げや延長をするなど、利用団体 (者)の要請に柔軟に対応し、施設の積極的な活用を推進した。
    - ・周辺の通路や駐車場を、地域行事や地域住民の散策・ジョギング等の場として開放した。
    - ・施設の利用方法に加え、施設の空き情報等をホームページで情報提供するなどにより利用拡大に努めている。
  - ② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項
    - ・施設が老朽化していることから、日常の施設点検を強化して、不具合等の早期発見に努め、予防保全や早期 補修等を行うことにより、利用者の安全性の確保に努めている。
    - ・平日午前中の利用促進を図るため、学生・生徒が夏休みや冬休みの期間中等において、部活動等で利用する場合は個人料金の適用時間を12時まで延長し、午前の時間帯における利用率の向上に努めている。
  - ③ 県に対する要望、意見等
  - ・観客席の暖房用ボイラーは設置後26年が経過しており、令和3年度から故障し稼働しない。部品もなく修理ができない状況にあり、早急に更新する必要がある。冬期間のプロレス興行において、観客及び興行主から「寒い」とのクレームが寄せられており、施設運営に多大な支障をきたしている。
  - ・令和4年3月16日の福島県沖地震発生時にアリーナ天井からコンクリート小片等が落下する事案があったことから、破損か所の詳細な調査の実施及び調査結果に基づいた利用者の安全性を確保するために必要な補修を行う必要がある。
  - ・体育館の床面はこれまでの複数回にわたる研磨塗装により強度が著しく低下しているほか、全国的に床面の 破断による破片が刺さる等の事故が発生し、その危険性が指摘されていることから、全面張替改修等を要す る状況である。
  - ・平成 21 年に整備した体操床システムは 13 年が経過したため、カーペット表面にほつれや剥がれが生じており、競技者が足を引っ掛けるなどにより重大な事故につながる恐れがあることから、床カーペットフェイスの更新が必要である。
  - ・体操競技の得点表示盤は整備後25年以上が経過しており、老朽化により表面の破損や不点灯などの不具合が多く発生し、大会等の運営に支障をきたしていることから、現在試合で主流となっている両面型表示板への切り替えが急務である。

施設整備から 54 年が経過し、老朽化に伴って様々な箇所で不具合が発生して生じている。利用者の安全を確保し、安心して施設を利用していただくため、優先度を考慮した計画的な改修・整備をお願いしたい。

#### (2) 県による評価等

① 指定管理者の運営状況について 利用促進や利用者ニーズの把握に積極的に努めた。また、予算の効率的な執行を図るなど、適正な運営が行われた。

② 県の対応状況について(自己評価) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による減収補填や物価高騰等に対応するため、指定管理料の増額な ど必要な予算措置を行い、指定管理者と連携しながら、管理運営に関する問題の解決に努めた。

③ 次期指定管理者選定時における検討課題等 施設設備の老朽化が進んでいることから、施設の長寿命化を図るよう計画的に維持修繕に取り組む必要がある。

## 9 改善状況等

改善を要すると評価された項目(C、D評価の項目について)

改善状況

(指定管理者から県への報告年月日: 年 月 日)

改善状況の確認

(再評価年月日 年 月 日)

### 別紙

#### 表1 施設の利用料金

1 为四百人(2)有7日7十五人		普通利用料金								
区分					区分使用	個人使用				
		8 時から 12 時ま で	12 時から 17時まで	17 時から 21 時まで	8 時から 17 時ま で	12 時から 21 時まで	8 時から 21 時まで	1 区分 1 時間 までごとに	1 人 4 時間までごとに	
入場料等を徴収しない場合	アュポにす合 ない まん	学生及 び生徒	円 2, 760	円 4, 320	円 5, 750	円 7, 080	円 10,070	円 12,830	円 500	円 80
		一般	5, 510	8, 650	11, 520	14, 160	20, 170	25, 680	860	90
	その他の催しに使用する場合		27, 590	43, 200	57, 640	70, 790	100, 840	128, 430	2, 510	
入場料等を徴収する場合	アュポにする	学 生 及 び生徒	5, 510	8, 650	11, 520	14, 160	20, 170	25, 680	700	
		一般	11, 040	17, 300	23, 040	28, 340	40, 340	51, 380	1, 200	
	その他し用場合	興しうで場 行てもな 合	41, 380	64, 810	86, 450	106, 180	151, 260	192, 630	3, 940	
		興しうで場 行てもあ合 場	82, 760	129, 640	172, 910	212, 400	302, 550	385, 310	7, 540	
特別利用料金			休日使用料 (「その他の催しに使用する場合」に適用) 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に、「その他の催しに使用する場合」においては、普通使用料の額の2割に相当する額(100円未満の端数は切り上げる。)を別に徴収する。							

- 備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の 宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以 外の場合をいう。
  - 2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
  - 3 4月1日から翌年3月31日までの間において、毎週1回以上、かつ、3月以上の期間で、休日以外の日の午前8時から午前10時までの間に使用する場合の区分使用に係る利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合に限り、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表1に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

3月以上6月未満	95%
6月以上12月未満	85%
12月	75%

### 表2 附属の施設又は設備の利用料金

2 附属の施設又は設備の利用	<del>打</del> 科金				
	W. II.	利用料金			
区分	単位	アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催しに使用する場合		
会議室	1時間までごとに	円 280	円 660		
ステージ	1時間までごとに	280	860		
選手控室	1室1時間までごとに	230	460		
放送設備	1式1時間までごとに	280	660		
電光掲示板	1式1時間までごとに	330	660		
ピアノ	1台1時間までごとに	530	1,070		
いす (3人用)	1脚5時間までごとに	30	70		
いす (1人用)	1脚5時間までごとに	20	40		
机	1台5時間までごとに	30	70		
体操用具	1式1時間までごとに	1, 090	2, 180		
新体操マット(単体)	1式1時間までごとに	190	380		
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	150	330		
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	70		
テニス用具	1式1時間までごとに	40	90		
ハンドボール用具	1式1時間までごとに	40	90		
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	70		
卓球用具	1式1時間までごとに	70	140		
フットサル用具	1式1時間までごとに	40	90		
トランポリン	1式1時間までごとに	150	330		
シャワー	1回につき	100F			
電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が 定める額					

備考 表1の備考3の規定の適用がある場合におけるその使用に係る附属の設備の利用料金(電気料及び暖房料を除く。)は、同表の備考3の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表2に掲げる利用料金の額の表1の備考3の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

### 表3 改正後の条例第4条の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに170円